

吉田町特別支援教育就学奨励費事務取扱要領の一部を改正する要領

吉田町特別支援教育就学奨励費事務取扱要領（平成20年吉田町教育委員会要領第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

25,555	30,490
--------	--------

」を「

28,530	31,500
--------	--------

」に改める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

吉田町特別支援教育就学奨励費事務取扱要領の新旧対照表

改正後		現行	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
費目	限度額（円）		限度額（円）
	小学校	中学校	
学用品・通学用品購入費	5, 820	11, 370	5, 820 11, 370
新入学児童生徒学用品・通学用品 購入費	28, 530	31, 500	25, 555 30, 490
校外活動 参加費	宿泊を伴わないもの 宿泊を伴うもの	800 3, 105	800 3, 105
修学旅行費	10, 790	28, 860	10, 790 28, 860
交流学習交通費	なし	なし	なし
職場実習交通費			
通学費	なし	なし	なし
学校給食費	なし	なし	なし

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。